

和歌山市子育て応援給付金について

出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、子育て応援給付金を支給します。
給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

対象者

- ① ~ ④の全てに当てはまる方
 - ① 令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する方
 - ② 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業等の面談を受けた方
 - ・面談は原則、産婦さんになります
 - ・里帰り先で新生児訪問を受けた方も対象です
 - ③ 他の自治体で子育て応援給付金(現金やクーポンなど)の支給を受けていない方
 - ④ 申請時に和歌山市に住民票がある方



支給額

児童1人当たり **5万円 (現金)**

※多胎出産の場合は、
5万円×生まれた児童の数の支給となります。
※所得制限はありません。

支給までの流れ

- ① 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業等で面談を受けます。
面談時に申請書類をお渡しします。
- ② オンライン申請または書面申請を行ってください。
- ③ 申請後、2か月程度で指定口座に振り込みます。

面談後は、速やかに
申請をお願いします。

問い合わせ先

地域保健課 TEL073-488-5120 8:30~17:15(土日祝除く)

メールアドレス boshishien@city.wakayama.lg.jp

Q&A

Q. 双子を出産した場合は、子育て応援給付金として10万円を受け取ることはできますか。

A. 子育て応援給付金は、5万円×生まれた児童の数となりますので、双子の場合は10万円となります。

Q. 子育て応援給付金の申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A. 子育て応援給付金は、児童を養育する方が申請できます。
父母で児童を養育している場合は、どちらが申請いただいても構いません。
ただし、重複して申請することはできません。

Q. 子育て応援給付金の振込口座を、申請者以外の名義の口座とすることはできますか。

A. 申請者と振込口座の名義人は同一の必要があります。
何らかの事情で、別の方の口座への振込を希望する場合は、委任状の提出が必要です。
またその場合は、オンライン申請は利用できません。書面での提出をお願いします。

Q. 和歌山市に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、和歌山市・里帰り先の市町村のどちらで子育て応援給付金の申請をしたらよいですか。

A. 住民票がある和歌山市に申請してください。

Q. 和歌山市で新生児訪問等の面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合、和歌山市・転出先の市町村のどちらへ子育て応援給付金の申請をすればよいですか。

A. 申請は、住民票がある市町村ですることになるため、転出先の市町村で改めて面談を受けていただき申請することになります。そのため、転出予定がある方については、面談を受けた後、速やかに申請するようにしてください。